

I-2

連続性のある「多様な学びの場」

(1) インクルーシブ教育システムの構築

ア インクルーシブ教育システムとは

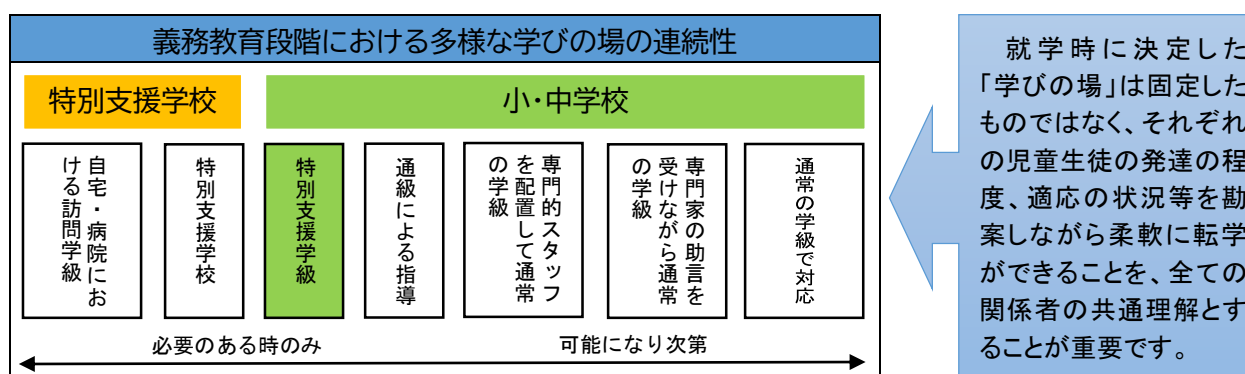
インクルーシブ教育システムとは、平成18年に「障害者の権利に関する条約」が国連で採択され、提唱された概念です。中央教育審議会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、次のように定義されています。

「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

イ 連続性のある「多様な学びの場」とは

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供するために、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

児童生徒の自立と社会参加を一層進めるためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意し、それぞれの学びの場で、一人一人の児童生徒の障がいの状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させる必要があります。



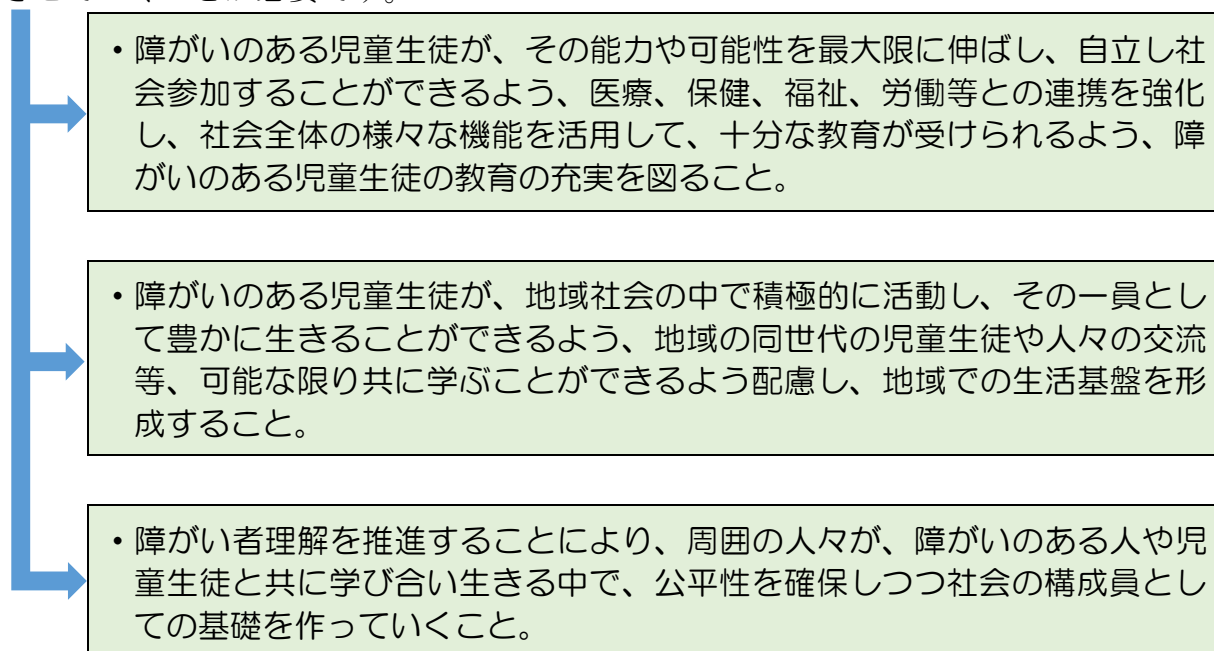
「特別支援教育に関する基本方針[平成30～34年度]」北海道教育委員会

令和3年6月に文部科学省から出された「障害のある子供の教育支援の手引」では、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつも、児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学等ができることが示されています。

このことは、特別支援学級の児童生徒が通常の学級へ転籍したり、特別支援学校に転学したりする場合に、学びの連続性を保障していくことの重要性を意味しています。

ウ インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進とは

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。そのため、以下の考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要です。



(2) 教職員体制や環境整備の充実

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが求められています。

特に、小・中学校等においては、インクルーシブ教育システム構築のために、以下の3点について、教育内容・方法を改善していく必要があります。

- ① 障がい者理解を進めるための交流及び共同学習の充実を図っていくこと。
- ② 通常の学級で学ぶ障がいのある児童生徒一人一人に応じた指導・評価の在り方について検討すること。
- ③ 全ての児童生徒に対して効果的な指導の在り方を検討していくこと。

インクルーシブ教育システム構築のためには、教職員の専門性の確保が重要です。

特に、小・中学校等の特別支援学級や通級による指導を担当する教員は、特別支援教育の重要な担い手となりますので、研修の受講等により、担当教員としての専門性の向上を図ることや、必要に応じて外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要です。



Point

それぞれの児童生徒が、学びの場において、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごす中で、生きる力を身に付けていけるかどうかを本質的な視点として、環境整備を進めることが重要です。

参考：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」文部科学省